受理第８－２２号

陳　情　書　等

件　名

指定管理者における会計書類の適切な保存および宇治市の指導監督基準是正に関する陳情

令和８年１０月２６日

宇治市議会議長 殿

[redacted]
前田 清宣

陳 情 書

指定管理者における会計書類の適切な保存
および宇治市の指導監督基準是正に関する陳情

【陳情の趣旨】

宇治市の指定管理者（シルバー人材センター）において、公金（指定管理料）の使途に関わる重要書類（物品請求書等）がわずか２年で廃棄されている事実が判明しました。これに対し、宇治市交通政策課の勝浦課長は「シルバーとの協定書や業務仕様書等で具体的に物品請求書を保存するよう明記されていないので問題はない」と説明され、さらに令和８年１０月２２日付け「８宇都交第３５９号」による審査請求の裁決において、宇治市は「通常指定管理者に対する指導については、その内容、指導日時等を記録しておくべきである。しかし、物品請求書の保存について、シルバー人材センター内部で決めることであり、処分庁として、把握する必要はなく、関知しないとしている。そのため、物品請求書等の保存に関して指導・助言・指示を行った記録は存在しないとする処分庁の説明について、承認せざるを得ない」として、実質的にこの書類廃棄と市の指導放棄を容認する判断を下しました。しかし、いかなる会社法人・公益法人であっても、経理・会計に関する証憑書類は法人税法等により７年～１０年の保存が義務付けられています。宇治市が「協定書にないから」という形式論でこの法令違反状態を容認・是正しないことは、市民への説明責任の放棄であり、著しく不当です。

したがって、宇治市に対し、指定管理者の文書管理に関する指導基準を抜本的に改定し、関係法令に準じた適切な書類保存を義務付けるよう強く求めます。

【陳情の理由】

１．交通政策課・勝浦課長の発言および「８宇都交第３５９号」裁決の不当性

シルバー人材センターは、駐輪場に関わる物品請求書の開示請求に対し、「物品請求書は２年で処分しました」と回答しました。この重大な書類管理の欠陥について、宇治市交通政策課の勝浦課長に問うたところ、「シルバーとの協定書や業務仕様書等で具体的に物品請求書を保存するよう明記されていないので問題はない」と発言しました。

さらに、令和８年１０月２２日付け「８宇都交第３５９号」の裁決でも市はそれを追認しました。これは、市が指定管理者に対する指導監督義務（地方自治法第２４４条の２第３項に基づく責任）を完全に放棄していることに他なりません。

２．関係法令（法人税法等）に照らした一般会計基準との著しい乖離

指定管理者は独立した公益社団法人です。法人税法（国税庁告示）において、経費の正当性を証明する請求書や領収書などの「証憑書類」は、原則７年間（赤字の年は１０年間）の保存が義務付けられています。協定書に明記されているか否

か以前に、社会の基本ルール（法律）として保存すべき経理文書を「２年で処分しても問題ない」とするシルバー側の杜撰な運用、およびそれを容認する勝浦課長の発言は、法令遵守（コンプライアンス）の観点から断じて許されません。

３．公金管理におけるチェック機能の麻痺とブラックボックス化

指定管理料は市民の貴重な税金です。その支出根拠となる各駐輪場からの物品請求書が２年で消滅しては、市による事後的な財政検証や監査（５年遡及など）が物理的に不可能となります。これは不正や公金の使途不明を温床化させる極めて危険な状態です。

【陳情項目】

１．宇治市は、指定管理者に対し、会計・経理に関わるすべての証憑書類（物品請求書等を含む）を、関係法令（法人税法等）に準じ、最低７年間保存するよう至急指導すること。

２．今後宇治市が締結するすべての指定管理者との「協定書」および「指導監督基準（ガイドライン）」において、上記会計書類の７～１０年保存を義務付ける文言を明記するよう、制度の全面改定を行うこと。

以 上